

# 頓原浄化センター下水汚泥運搬業務委託仕様書

## 1 目的

本仕様書は、雲南圏域の下水処理場から発生する下水汚泥を雲南クリーンセンターに運搬する業務を委託するにあたり、本業務の適正を期するため必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の内容

- (1) 委託業務の分類 産業廃棄物の運搬業務
- (2) 運搬物 下水汚泥（濃縮汚泥、含水率 99%）
- (3) 積荷施設 飯石郡飯南町長谷 233 番地  
頓原浄化センター
- (4) 荷降施設 雲南市木次町里方 5 6 8 番地  
雲南クリーンセンター
- (5) 運搬方法 バキューム車
- (6) 運搬予定量 900 t  
※これは予定量であり、運搬量を保証するものではない。
- (7) 業務委託の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3 業務委託実施基準

- (1) 受託者は、積荷施設の管理者と協議して、月ごとの運搬計画を策定しなければならない。
- (2) 積荷作業、荷降作業にあたっては、必要な安全対策を講じ、事故が発生しないようにしなければならない。
- (3) 下水汚泥の運搬にあたっては、交通法規を遵守し、安全運転に務めなければならない。
- (4) 受託者は、運搬する下水汚泥の積み替えを行ってはならない。
- (5) 受託者は、積荷作業を行うにあたっては、積荷施設の管理者の指示に従わなければならない。
- (6) 受託者は、荷降作業を行うにあたっては、雲南クリーンセンターの施設使用規定に従い、稼働日の 9 時から 16 時の間に作業しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- (8) 本業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令及び関係条例を遵守しなければならない。
- (9) 本業務を履行中に問題が生じた場合は、ただちに委託者に報告し、協議しなければならない。

## 4 提出書類

- (1) 受託者は、積荷施設の管理者と協議して翌月の運搬計画を、「運搬予定報告書」に記載し委託者に提出しなければならない。

(2) 受託者は、毎月その月の委託業務の完了について、次に掲げる書類を提出しなければならない

①下水汚泥運搬月次報告書

②請求書

## 5 作業機材等の負担

本業務委託に必要な資機材、燃料及び消耗品等の全ての負担は、受託者の負担とする。

## 6 委託料

(1) 委託料は、年 12 回に分けて、月ごとにその実績に応じて支払うものとする。

(2) 月の委託料の支払額は、その月の運搬量に契約書に定める単価を乗じた金額及び消費税及び地方消費税とする。

(3) 月の委託料は、毎月受託者から提出される「下水汚泥運搬月次報告書」及び「産業廃棄物管理票」に基づき受託者が検査し、その月の委託業務が完了したと認めた場合にその月の委託料を支払うものとする。

(4) 運搬量は、雲南クリーンセンターに搬入したときに計量した重量とする。

## 7 協議

本仕様書に疑義が生じた場合又は明示されていない事項について、必要により受託者及び委託者双方の協議のうえ定めるものとする。